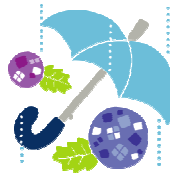


# まなびや



第90号 平成27年6月30日  
 発行：株式会社 測量舎  
 〒130-0021  
 東京都墨田区緑1-24-5 4F  
 TEL：03(3846)1437  
 FAX：03(3846)1416  
 E-mail：tokyo@sokuryousha.jp  
 URL：http://www.sokuryousha.co.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

## <今月のことば>

人は思ったことが行動に現れる



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

## 第138話 アリとキリギリス

アリとキリギリスの童話は皆さんよく知っていると思います。アリは夏の間せっせと働いて、冬に備えます。一方のキリギリスは夏の間、歌を歌って遊んでいます。冬になり食べ物が無くなったキリギリスは、アリに「食べ物をください」と言いに行きます。アリは、キリギリスを可愛そうだと思い、夏の間せっせと貯めた食糧を、キリギリスに分けてあげます。キリギリスはアリの優しさに感謝して、改心します。

子供の頃、キリギリスのように遊んでいると、いざという時に困りますよ。アリのように毎日せっせと働かないといけませんよ。困った人がいたら助け合いましょう。と教えられたように記憶しています。皆さんは、アリとキリギリスどちらの生き方がいいと思いますか？

最近知ったのですが、この話には続きがあるようです。改心したはずのキリギリスでしたが、次の夏もまた歌を歌って遊んでいます。冬になり食糧が無くなったキリギリスは、昨年とは別のアリに「食べ物をください」と言いに行きます。別のアリもまた、キリギリスが可愛そうだと思い、夏の間せっせと貯めた食糧を、キリギリスに分けてあげます。

皆さんは、アリとキリギリスどちらの生き方がいいと思いますか？

平成27年6月

\*バックナンバーは弊社ホームページ  
 「測量舎通信」をご覧ください。



## ～・～・～ 6月の出来事 ～・～・～

### <個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。



### <トップ賞>

月間MVP 佐藤さん

ポイント賞 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。



### <早朝勉強会> (自由参加)

2日、9日、16日、23日、30日(毎週火曜日)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」でした。

### <富士山測り隊> (自由参加)

今年初の富士山観測が6月27日(土)～28日(日)に予定されていましたが、天候不良のため中止となってしまいました。次回は9月26日(土)～27日(日)の予定です。お楽しみに。

昨年第19次までの富士山測り隊の活躍ぶりはYouTubeに掲載しています。是非ご覧ください。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>

### <高橋さんが講師を務めました>

- 6月6日(土)、第165回野口塾で高橋さんが講師を務めました。講義のタイトルは「私説(高橋説)日本史」でした。
- 6月24日(水)、NPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座の第13講座で高橋さんが講師を務めました。講義のタイトルは「相続と測量」でした。

### <編集後記> 山中 律子

雨が続いて気分もどんよりします。そんな時に、道端の綺麗に咲いている紫陽花を見ると、気分が晴れます。紫陽花は、雨の時のほうが、美しく見えるのは、私だけでしょうか。



<今月の社員> 佐久間さん



私の子供（小学5年生）が通っている小学校は区立ですが、全校生徒が80人弱の少人数制の小学校です。少人数なので、親は学校のイベントなどに参加しやすく、子供達は他学年との交流も多く楽しそうです。

先日も子供の運動会があり、人数が少ないので、朝早くから席取りをしたり、自分の子供だと思ってビデオや写真を撮ってしまい後でゆっくり見たら他の子だった！！ということもありません。（笑）

また人数が少ない分、子供の出番が多く、子供達はヘトヘトですが、家族は「またいた！！」、「次はこれだね」と楽しみがいっぱいでした。

ところが来年から区の財政難により合併することになってしまいました。少子高齢化もありますが、同じ地区でもマンション建設などにより小学校の規模が様々になってしまったからです。

子供のうちだけでものんびり過ごして欲しかったのですが、残念ながらこの学校での卒業は難しくなっていました。

合併の話が出た時は、子供達のことにとっても心配でしたが、今では子供を信じて、次の学校での新たな成長を楽しみにしていきたいと思っています。

～・～・～ 7月の予定 ～・～・～

<7月のお誕生日>

- 2日 瀧口さんご主人
- 16日 佐藤さんご主人



<社長と面接> (希望者のみ)

- 2日、9日、16日、23日、30日
- (毎週木曜日) 18:15～18:45です。

<現場打合せ> (グループ長以上参加)

- 6日(月)、13日(月)、21日(火)、27日(月)の18:30～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

- 18日(土) 18:30～20:30
- 8月は29日(土) 18:30～です。



<早朝勉強会> (自由参加)

- ・7日、14日、21日、28日(毎週火曜日) 午前7:45～8:30です。
- テーマは「測量作業手順の解説」です。
- ・8月は4日、11日、18日、25日(毎週火曜日)の午前7:45～です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

- ・18日(土) 9:30～社内研修
- 13:00～大掃除
- 16:00～測量舎道場です。
- ・8月は29日(土) 9:30～社内研修・大掃除
- 16:00～測量道場です。

<高橋さんが講師をします>

- ・7月25日(土)、神戸のマルサ不動産さま主催で神戸国際会館セミナーハウスにて、高橋さんが講師を務めます。講義のタイトルは「測量士から見た円満相続について(仮)」です。





## < 相続の学校 >

専任講師 : 高橋 一雄

### 第7話 古代日本の相続

今回から相続の歴史についてお話しするわけですが、まず始めにお断りしておかなければならないことがあります。それは、私は歴史学者でもなければ、研究者でもないということです。いろいろな書物を読んだり、いろいろなお話を聞いて、自分なりに感じたことをお話するだけで、文献や資料を研究したり、何らかの事実に基づいているものでもありません。ましてや学者の方や、研究者の皆さんが発表されていることを、批判したり、評価したりするつもりは全くありません。「私説」「独り言」とでも思ってもらえたらありがたいと思います。

#### 古代日本の相続（私説）

古代といった場合、一般的には、平安時代中期までのことをさします。日本最古の歴史書といえ、712年に編纂された古事記しかありませんので、この解説本や、古代を研究された方の書籍等に頼らざるをえません。今回の内容も、全く憶測の域を出ていないことを承知の上で、お話しさせていただきます。

鎌倉時代以前の社会は母系制社会であったと言われています。日本に限らず先史時代は世界中がそうだったようです。母系制社会とは、母方の血縁によって成り立っている社会で、相続も母から娘に引き継がれます。また結婚後も夫婦は基本的に別居で、母方の共同体で居住します。

ここで疑問が湧いてきます。なぜ母系制社会となったかということです。それについて、私なりの考えをお話したいと思います。

まず古代も現代も変わらない不変のものについて、考えてみたいと思います。

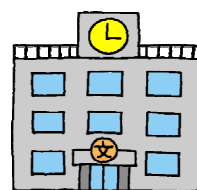
決定的なものとしては、女性は子供を産めますが、男性は産めません。それ以外にも女性は約28日周期で月経があります。昼と夜が交互に訪れます。1年は365日=28日×13回+1日。月は新月から始まって、満月へ、そしてまた新月へと戻ります。周期的に満ち欠けを繰り返す。これらのことは、古代の人々も知っていたと思われれます。特に女性は、自分の体の周期的な変化と、自然界の周期的な変化を、感覚として知っていたのではないかと思います。そのため、祈祷や占いをする呪術師や、巫女は女性だったのではないのでしょうか？

当時の人々が知らなかったことは、現在の私たちに比べれば、たくさんあると思います。その一つに、女性からしか子供が産まれないということは、長い間の謎とされていたようです。今でも「子供は神様からの授かりもの」という言葉を聞くことがありますが、古代の人々は、正にそう信じていたのではないのでしょうか？

石器時代や縄文時代は、動物に近い生活を送っていたことを考えると、男女の交接は、特別なものではなく、日常一般的なものだったのかもしれない。また、小さな集団で暮らしていたことを考えれば、兄弟姉妹による交接も特別なものではなかったのではないのでしょうか？

古代の人々にとって、男女の交接と妊娠・出産は別なものと考えられていたのではないのでしょうか？

次回につづく…





## <不動産登記Q&A> Vol.181

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）  
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には

どのようなものがあるのですか？（その6）

A 2. 土地の表示の変更の登記

土地の表題の登記をしたのちに、その土地の表示の登記事項、①所在、②地番、③地目、④地積、⑤表題部所有者の表示に変更があった場合には、実体と登記の記載を一致させるため、土地の表示の変更の登記をすべきこととなります。

⑤所有者の表示の変更の登記

所有権の登記がない、つまり表題部登記用紙だけの土地または建物については、表題部の末行欄面の右側に諸湯者の住所・氏名、もし所有者が2名以上であるときには、さらに各人の持分が記載されます。所有者の表示の変更の登記とは、この表題部に記載された所有者についての登記事項に変更が生じた場合に行う登記です。

この登記は、不動産自体の物理的要素についての登記ではないところから、登記の申請義務はかされていません。

また、所有者そのものの変更（所有者がA



からBに変わる）の登記や、持分の変更のための登記は権利に関する登記手続きによってすることになります。

所有者の表示とは、所有者の同一性を示す呼称ないし記号、つまり自然人なら住所・氏名、法人なら名称・事務所をいいます。そして、たとえば自然人ならば婚姻、離婚、養子縁組、離縁、家庭裁判所の許可などによって氏名が変わったとか、あるいは住所を移転したとか、法人ならば名称を変更したり、事務所を移転したとか、所有者の表示に実質的な変更があったため、登記と実体とが一致しなくなった場合に、これを一致させるために行う登記が、所有者の表示の変更の登記です。

したがって、ここでいう登記は、所有者そのものに変更はなく、所有者の表示つまりその人をあらわす呼称ないし記号に変更があった場合にするものです。

